

○国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程

(平成 17 年 6 月 28 日国立大学法人信州大学規程第 78 号)

改正 平成 26 年 12 月 3 日平成 26 年度規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人信州大学長(以下「学長」という。)の任期に関し必要な事項を定める。

(任期)

第 2 条 学長の任期は、6 年とする。

2 学長は、再任されることができない。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経て、学長選考会議の議長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。

2 この規程施行の際現に学長である者の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 9 月 30 日までとし、1 回に限り再任されることができる。

附 則(平成 26 年 12 月 3 日平成 26 年度規程第 47 号)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

2 この規程施行の際現に学長である者の任期は、第 2 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 9 月 30 日までとする。